

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) 2・3 (略) 4 町長は、<u>次の各号のいずれかに該当する</u>ときは、<u>第1項第3号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 <u>(1) 町長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</u> <u>(2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)</u>。 5 前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6～9 (略)	(特定教育・保育施設等との連携) 第43条 (略) 2・3 (略) 4 町長は、<u>特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める</u>ときは、<u>同号</u>の規定を適用しないこととすることができる。 5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) (略) 6～9 (略)